

○分離課税される所得の一覧

所得の種類		所得の内容	所得金額の計算方法(概要)	備考														
土地・建物等の譲渡所得	短期譲渡所得 ※譲渡した年の1月1日時点で所有期間が5年を超えない場合	一般分	土地建物などの譲渡による所得で、次の軽減所得以外のもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">土地・建物等の譲渡所得の特別控除額</th> </tr> <tr> <th>譲渡の理由</th> <th>特別控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収用交換等により譲渡した場合</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>居住用財産を譲渡した場合</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合</td> <td>1,500万円</td> </tr> <tr> <td>農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合</td> <td>800万円</td> </tr> </tbody> </table>	土地・建物等の譲渡所得の特別控除額		譲渡の理由	特別控除額	収用交換等により譲渡した場合	5,000万円	居住用財産を譲渡した場合	3,000万円	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円
		土地・建物等の譲渡所得の特別控除額																
	譲渡の理由	特別控除額																
	収用交換等により譲渡した場合	5,000万円																
	居住用財産を譲渡した場合	3,000万円																
	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円																
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円																	
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円																	
軽減分	土地などを国や地方公共団体に譲渡した所得																	
長期譲渡所得 ※譲渡した年の1月1日時点で所有期間が5年を超える場合	一般分	土地建物などの譲渡による所得で、下記の特定所得や軽課所得以外のもの																
	特定分	優良住宅地の造成などのために土地などを譲渡した所得																
	軽減分	所有期間が10年を超える居住用財産(土地建物など)を譲渡した所得																
			(総収入金額) - (取得費 + 譲渡費用) - (特別控除額)															
株式等の譲渡所得等	未公開分	株式・転換社債等を譲渡したときの所得	(総収入金額) - (取得原価 + 諸費用等)															
	上場分																	
上場株式等の配当所得		平成21年1月1日以降に支払いを受けるべき上場株式等の配当など	(収入金額) - (元本取得のための負債の利子)	平成21年以降に支払いを受けるべき上場株式の配当等については、総合課税(配当控除の適用あり)か申告分離課税(配当控除の適用なし)を選択することが可能です。ただし、申告する上場株式等の配当等については、その全額について総合課税を選択するか、それとも申告分離課税を選択するかを統一する必要があります。														
先物取引等に係る雑所得		商品先物取引及び有価証券等先物取引による事業所得、雑所得、譲渡所得で一定のもの	(純利益)															
山林所得		山林を、伐採して譲渡したり、立ち木のまま譲渡したときの所得	(総収入金額) - (必要経費) - (特別控除額)															